

## 政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証の失効について

〔 平成 20 年 2 月 29 日  
行政情報システム関係課長連絡会議了承 〕

ブリッジ認証局は、「政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証基準について」（平成13年4月25日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承。平成19年7月6日改定）に基づき、下記のとおり相互認証を失効させる。

### 記

- 1 認証局名  
最高裁判所認証局
- 2 失効事由  
認証業務の終了  
（「霞が関 WAN 及び政府認証基盤（共通システム）の最適化計画（平成17年3月31日 平成19年8月24日改定 CIO 連絡会議決定）」に基づく政府共用認証局への統合・認証局の廃止に伴う措置）
- 3 失効予定日  
平成20年3月21日